

平成23年度第1回中山間地域等直接支払制度に関する検討委員会要旨

日時 平成23年6月14日（火）10：30～12：00
場所 ルポールみずほ2階「さくら」

【事務局説明】

- (1) 平成23年度中山間地域等直接支払制度の変更内容について
- (2) 平成22年度実施状況について

【質疑要旨】

*○委員発言要旨、●事務局回答

○交付金の原則1／2以上個人配分への変更については、県としてどのように指導しているのか。

●改正後の実施要領の運用のとおり、交付金の1／2個人配分が原則だが、集落協定で決めればこれまでと同様1／2以上共同取組活動に充てることも可能と説明している。

○ヨーロッパの同様の制度では、100%個人支払い。これは生産コストの差で設定されているため。平野部の村で作ろうが山間部の村で作ろうが米は同じ値段で販売される。問題はコストが山間部の村の方が高いということ。共同取組活動に使うというのは日本の特色で、制度導入時多くの議論があった。中山間地域はため池や中小河川が多くて共同取組活動が多い。この部分が崩壊するとおそらく農業も崩壊するという議論があり、一方条件不利補正から見て共同取組活動に充てるのはどうなのかという議論もあった。そのときにコストの大きな部分に共同取組活動が入っているのではないかということで、指導上、共同取組活動へ交付金の1／2以上を充てるということになった。このことが高く評価されていて、西日本では100%共同取組活動に充てているところもでできている。九州のある県では、合併して一つの谷筋で協定をつくり、まとまった交付金を得てそれで新しい事業を行うなどの事例もある。

○他の町より協定数や参加人数が多いが交付金額が少ない市があるがなぜか。

●交付単価の高い急傾斜地が多い市町村は、緩傾斜地の多い市町村より協定数などが少なくとも交付額は多くなることもある。

○一番問題なのは、中山間地域の過疎化高齢化である。共同で管理することによって農地を守ろうということが、重要なことではないかと思う。

○共同取組活動はどのような経費になるのか。

- 水路や農道の管理や補修などの経費となる。
- 5年間の継続期間というのがハードルとして高いと思う。
- 5年間の継続がプレッシャーとなって高齢農家の離脱の例もある。
- 5年間継続は納税者との契約という見方もある。
- 遡及全部返還については、農家の方が病気など不可抗力により耕作できない場合は免除されるという規定もあるが、やはり5年継続しなければならないという考えが強いようだ。

【事例紹介】

(3) 中山間地域におけるコミュニティビジネスについて ～横手市塙須沢集落における棚田オーナーの取組～

【質疑要旨】

- 地域がサービスしすぎるのではないかということが心配。それで疲れ切って次につながらないのではと思う。
- 小規模での成功例としてあちこちで実証していけば、地域ごとに元気になる方法は見つかると思う。
- 山間地域での孤立するのはよくなく、ある意味福祉的な意味もあるかもしれない。補助金ありきだとやはりうまくいかない。交流といいつつも現状は一方通行で、受け入れ側は疲れるので考えないといけない。
- 高齢者集落でも、若い人に入ってもらってその集落を側面からフォローする体制を抱き合わせでやって頂きたいと思う。
- 農家の方は長年米や野菜作りに専念してやってきているので、今急にその人たちにビジネスマインドというのは育たない。ものを売る楽しみを経験することで農業ビジネスに結びつくきっかけになると思う。
- 直接、間接の経済効果よりも経済外の効果、そこが維持される効果、この評価が重要。このことに税金を投入する意味がある。直接の部分に交付金を払っているように見えて実は経済的に見える部分の外に対して税金を充てている。交付金を投ずることで発揮される農業生産活動、直接経済効果以外の部分をどう評価するかについて行政には踏まえて欲しい。